

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(五一)

○司法試験法の一部を改正する法律(五二)

○道路法等の一部を改正する法律(五三)

○建築基準法の一部を改正する法律(五四)

○建設業法等の一部を改正する法律(五五)

○公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(五六)

○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(五七)

〔政令〕

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(二〇二)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(二〇三)

五 四 三 二 一

五

四

三

二

一

〇

〇

〇

裁判所  
免責関係

〔公 告〕  
諸事項

## 本号で公布された 法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(法律第五一号)(内閣府本府)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。
- 住民に身近な行政を指定都市が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、第三〇次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。
- この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇司法試験法の一部を改正する法律(法律第五二号)(法務省)

- 司法試験の短答式による筆記試験の試験科目につき、公法系、民事系及び刑事系に属する七分野の科目としていたものを、憲法、民法及び刑法の三科目とすることとした。(第三条第一項関係)
- 司法試験の受験回数につき、法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後五年間の受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止することとした。(第四条関係)
- この法律は、平成二十六年一〇月一日から施行することとした。(第三十九条)

◇道路法等の一部を改正する法律(法律第五三号)(国土交通省)

- 道路法の一部改正関係
  - 高架の道路の路面下の占用基準の緩和は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものの道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができることとした。(第三十三条関係)

2 道路の占用における入札制度の導入

- 道路管理者は、道路の占用の許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路管理者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる入札対象施設等について、入札占用指針を定めることができることとした。(第三十九条の二関係)
- 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札(以下「占用入札」という。)に参加するため、これを道路管理者に提出することができることとした。(第三十九条の三関係)

(三) 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、基準に該当すると認めるものに対しては、占用入札に参加することができる旨を通知するものとして、当該通知を受けた者を参加者として、占用入札を実施し、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者を落札者として決定することとした。ただし、効率的な道路の管理の観点から適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することができることとした。(第三十九条の四関係)

- 道路管理者は、落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとし、認定を受けた者は、認定を受けた入札占用計画(四)において「認定入札占用計画」という。)を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならないこととした。(第三十九条の五及び第三十九条の六関係)
- 道路管理者は、認定入札占用計画に基づき道路の占用の許可の申請があった場合においては、道路の占用の許可を与えることとした。(第三十九条の七関係)

(四) 道路管理者は、認定入札占用計画に基づき道路の占用の許可の申請があった場合においては、道路の占用の許可を与えることとした。(第三十九条の七関係)

第十三条中「及び第三項(いずれも同法第二十五条第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く。)」を、「第三項及び第五項」に改め、並びに第九十一条第二号の下に「及び第三号」を、「同条第三項」の下に「及び第五項」を加え、「とする」を、「と、同条第三号中「第四十六条第五項」とあるのは「第四十六条第五項(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする」に改める。第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条中「第十五条を次のように改める。」を削る。

第十七条中「第十一条第一項、」並びに第十五条第一項、「児童福祉法」及び「母子保健法」を削る。

別表中「第十一条」を「第十二条、第十三条」に改め、同表第一号中「児童福祉法第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第五号中「調理師法第三条第一号の調理師養成施設の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第六号中「母子保健法第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務」を「削除」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

附則第六項中「教育委員会」の下に「当該学校が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)」の設置するものである場合にあつては、当該指定都市の教育委員会」を加える。

- 内閣総理大臣臨時代理
- 国務大臣 麻生 太郎
  - 総務大臣 新藤 義孝
  - 法務大臣 谷垣 禎一
  - 財務大臣 麻生 太郎
  - 文部科学大臣 下村 博文
  - 厚生労働大臣 田村 憲久
  - 農林水産大臣 林 芳正
  - 経済産業大臣 茂木 敏充
  - 国土交通大臣 太田 昭宏
  - 環境大臣 石原 伸晃

司法試験法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

法律第五十一号

司法試験法の一部を改正する法律  
司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

第三条第二項第一号中「公法系科目」の下に「憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。」を加え、同項第二号中「民事系科目」の下に「民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。」を加え、同項第三号中「刑事系科目」の下に「刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。」を加える。

第四条第一項中、「三回の範囲内で」を削り、同条第二項中「期間をいう。以下この項において同じ」を「期間をいう」に改め、後段を削る。

附則  
この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

法務大臣 谷垣 禎一  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

道路法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

法律第五十二号

道路法等の一部を改正する法律  
(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百七条」を「第一百九条」に改める。

第三十三条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

第三十九条の次に次の六条を加える。

(入札対象施設等の入札占用指針)

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設以下「入札対象施設等」という。について、道路の占用及び入札の実施に関する指針(以下「入札占用指針」という。)を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
- 三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期
- 四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの
- 五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
- 六 占用料の額の最低額
- 七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項